

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は文章が長いですが、研修会などではときおり質問される内容です。誰が誰の廃棄物をどうしているのかを頭に思い浮かべれば、おわかりになるかと思います。

宿題Q、次のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 排出事業者A社が、産業廃棄物の処理委託契約をしている処分業者にA社自らの従業員を用いて運搬する場合は、収集運搬業の許可は不要である。
- (2) 排出事業者A社が、自らの従業員を用いて、A社の本社、支店や営業所を回り産業廃棄物を収集運搬し、A社のある支店の積替保管場所まで運搬する場合は、A社の自社運搬であり収集運搬業の許可は不要である。
- (3) 排出事業者A社と取引のある場内清掃業者の従業員が、A社の車両を用いて支店や営業所を回り産業廃棄物を収集運搬する場合は、A社の自社運搬であり収集運搬業の許可は不要である。
- (4) 排出事業者A社の従業員を用いて、A社の協力会社Bの工場を回り収集運搬する場合は、A社の自社運搬ではないので、A社は収集運搬業の許可が必要である。
- (5) 排出事業者A社の協力会社Bの従業員が、A社に製品納品した帰りに、A社から発生した産業廃棄物を運搬する場合、協力会社Bは収集運搬業の許可が必要である。

【解説】

法第12条第1項の事業者の処理に関する規定では、「自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合は産業廃棄物処理基準に従い処理しなければならない」と規定されている。

この規定の自らとは、A社自らの従業員が運搬する場合を指す。

この場合は、委託契約した中間処理や最終処分の処分業者への運搬や、同一人格の本社、支店や営業所を回り収集運搬することは自社運搬の範疇である。

しかし、運搬する者が同一人格でない清掃業者や協力会社である場合は、自らにはあたらないので、清掃業者や協力会社が収集運搬業の許可が必要となる。

これらについては、平成5年3月31日衛産第36号厚生省通知の問5、問7、問41、問42を参照にされたい。

正解(3)

言われれば、「そうだなあ」とご理解頂けると思います。大抵の場合、会社(法人)の従業員の行動は、会社(法人)として行っていると認識されるでしょう。しかし、別会社の従業員は「別」ですよ。

このことは、現実的には建設工事などでは特に注意しなければなりません。建設廃棄物の排出者は「元請」となりますから、元請の会社の従業員が運搬する場合は「自ら運搬」となり許可不要です。しかし、元々、弟子であった従業員が独り立ちして別会社を興しているような場合は、「元弟子」は元請の従業員ではありませんから、許可が必要になります。

「名義貸し」、「再委託基準違反」、「ブローカー行為」に繋がりやすいので要注意です。

～廃棄物処理問題～

では、その「名義貸し」ってどの程度の罰則だと思いますか？

Q、次の違反行為の中で、罰則が重い順に並べてあるのはどれか。

- a 一般廃棄物処理業許可の名義貸し
- b 不法投棄をする目的で廃棄物の運搬を行った（実際の不法投棄には至らなかった）
- c 指定区域内（元最終処分場等で廃棄物が土中にあると知事が指定している区域）の土地の形質変更計画の変更命令違反
- d 特定欠格要件届出違反（欠格要件に該当するのに届け出なかった）
- e 産業廃棄物処理業変更届出義務違反（変更事項があったのに、届出をしていない）

重い←→軽い

- (1) a b c d e
- (2) b a c e d
- (3) c b a d e
- (4) a c d b e
- (5) b c a e d

【解説】

違反行為に対する罰則は法第 25 条から第 34 条まで規定してある。

法律が社会のルールであるかぎり、社会秩序を大きく乱す行為は重く罰せられるべきものである。

なお、法律で規定している罰則はあくまでも最高刑であり、実際の罰は実情や情状などを酌量し、この最高刑以下で裁判所が裁判を経て決定することになる。

注意しなければならないことの一つとして、廃棄物処理法の場合、罰金以上の刑に処せられると、第 7 条、第 14 条の廃棄物処理業の許可、第 8 条、第 15 条の廃棄物処理施設の設置許可の取消を受けることとなり、5 年間は許可が取得できなくなることがある。

正解 (1)

罰則については基礎的な問題は 1 年ほど前に取り上げましたのでコメントは次の宿題 Q と併せて来月にでも。宿題 Q はあまり馴染みの無い(罰則なんて馴染みは無いに越したことは無いのですが(;_))選択肢もありますが、いかがでしょうか？



宿題 Q

次の違反と罰則の組み合わせで正しくないものはどれか。

- (1) 受託産業廃棄物の処理が困難となった産業廃棄物処理業者による委託者への通知（処理困難通知）義務違反→罰則 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- (2) 排出事業者が上記の通知を受けたときの、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置義務違反→罰則 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
- (3) 輸入許可条件違反→罰則 3 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金又はこれの併科
- (4) 下請負人が行う建設工事現場内での産業廃棄物保管基準違反→罰則なし
- (5) 多量排出事業者の処理計画の未提出→罰則 20 万円以下の過料